響いてこそ技術
SINFONIA

企業環境ステートメント
ECOing™
エコで行こう！ エコへ移行！

第92期 報告書

平成27年4月1日▶平成28年3月31日

Contents

P1　株主の皆様へ
P2　事業報告
P19　連結貸借対照表
P20　連結損益計算書
P21　連結株主資本等変動計算書
P22　（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書
P23　貸借対照表
P24　損益計算書
P25　株主資本等変動計算書
P26　連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本
P27　会計監査人の監査報告書　謄本
P28　監査役会の監査報告書　謄本

（ご参考）
P29　トピックス

シンフォニアテクノロジー株式会社（証券コード：6507）

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

このたびの熊本地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申しあげるとともに、被災地の一刻も早い復旧・復興をお祈り申しあげます。

さて、当社グループはこの３月31日をもちまして、第92期事業年度を終了いたしましたので、業績の概況をご報告申しあげます。

なお、当期の当社の期末配当につきましては、１株当たり４円の配当をすることとして、第92回定時株主総会にお諮りいたしたく存じます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

取締役会長　武藤昌三　　取締役社長　古谷浩三

受注高

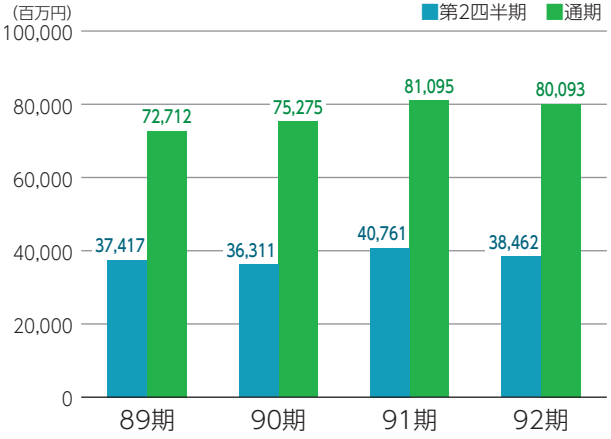

売上高

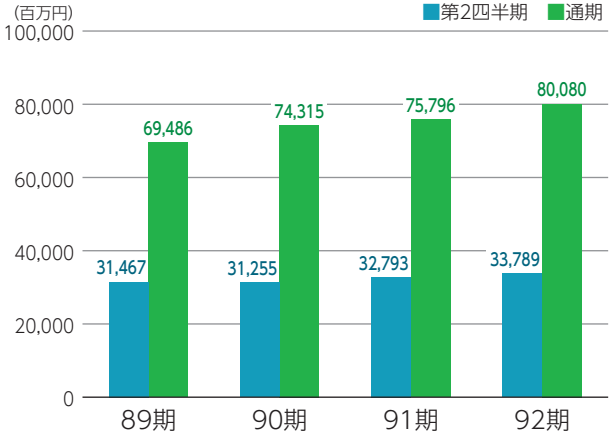

事業報告（平成27年４月１日より平成28年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、海外においては、中国の経済成長鈍化がより鮮明となり、東南アジア諸国は輸出の不振等により低成長に留まりました。また、米国は雇用情勢の改善による個人消費に支えられ底堅く推移しました。

国内においては、民間設備投資は、好調な企業収益を背景に総じて堅調に推移いたしましたが、年明け以降は中国経済の減速や円高の進行等が下押し圧力となり、停滞感が強まりました。

このような景況の下で当社グループといたしましては、中期経営計画「BRIDGE 100」の達成に向けて、受注の最大化を目指し、海外をはじめとした新市場における顧客のニーズを捉えた製品開発を進めるとともに、既存製品についても、周辺機器を取り込んで差別化を図りメニューを拡充するなど、より幅広い顧客ニーズに対応するための販売戦略を展開しました。

さらに研究開発においては、医療や農水産業といった新分野への取組を推進いたしました。また、社外コンサルタントの活用によるコストダウンの推進や、生産・試験工程の自動化による生産効率の改善にも取り組みました。

企業集団の連結業績につきましては、受注高は800億93百万円（前連結会計年度比1.2％減）、売上高は800億80百万円（同5.7％増）となりました。損益面につきましては、経常利益は42億31百万円（同65.6％増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は28億50百万円（同56.5％増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別概況は、本報告書３～４ページに記載の通りであります。

経常利益

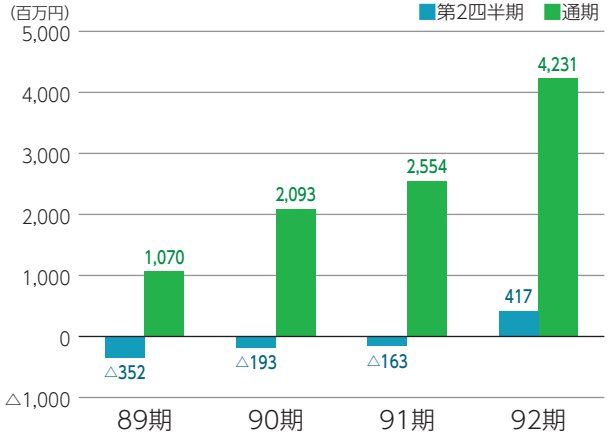

親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益

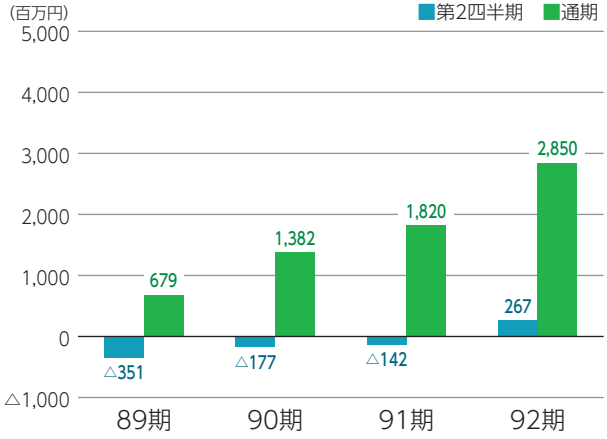

セグメント別概況（連結）

モーション機器事業

受注高	302億 54百万円 （前連結会計年度比 5.0％減）
売上高	294億 1百万円 （前連結会計年度比 7.2％減）

売上高構成比

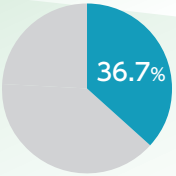

速度発電機

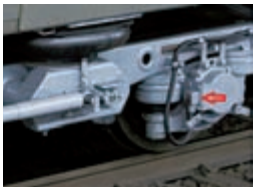

受注高は、航空機用電装品の大口案件があった航空宇宙部門で大幅に増加したものの、プリンタ部門において海外向け業務用プリンタが大幅に減少し、またモーションコントロール機器部門においても、建設機械用電装品及び電磁クラッチ・ブレーキが減少したこと等により、全体としては、前連結会計年度に比べて15億78百万円減少いたしました。

売上高は、大型搬送システム部門で空港用地上支援車両が減少し、またプリンタ部門及びモーションコントロール機器部門においても受注減に伴い売上が減少したため、全体としては、前連結会計年度に比べて22億72百万円減少いたしました。

開発面では、モーションコントロール機器部門において、昨年開業した北陸新幹線用ブレーキ制御器の開発に続き、本年３月に開業した北海道新幹線や、量産先行車が走行試験を開始した新型山手線Ｅ235系電車用のブレーキ制御器及び速度発電機を開発・納入いたしました。

北海道新幹線車両Ｈ５系は従来の東北新幹線以上の寒冷地を走行することと、長大海底トンネルである青函トンネルを走行することから、凍結したレール面でも安定したブレーキ力を発揮させるための滑走制御及びトンネル内での湿度や温度の急激な変化にもヒーターを使用せず結露を防止できる構造になっております。

また新型山手線Ｅ235系の速度発電機では、より高い信頼性を求めて、走行中の車両でケーブルや発電機空隙面の挙動を計測し、その計測結果に基づき断線や空隙面接触などが発生しにくい構造設計を実施しております。

以上のような信頼性向上への取組は、高い定時運行を誇る日本の鉄道技術を支える要素技術の一部として今後もさらなる開発に取り組み、安全で快適な鉄道輸送の実現に貢献してまいります。

パワーエレクトロニクス機器事業

受注高	329億 83百万円 (前連結会計年度比 11.2%増)
売上高	314億 54百万円 (前連結会計年度比 21.6%増)

売上高構成比

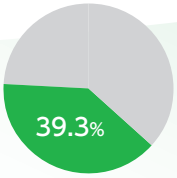

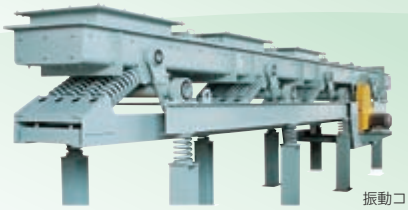
振動コンベヤ

受注高は、クリーン搬送機器部門において、半導体業界の堅調な設備投資に支えられ半導体製造装置用機器が大幅に増加したことや、自動車業界の開発投資の復調を背景に、自動車用試験装置部門で増加したこと等により、全体としては、前連結会計年度に比べて33億35百万円増加いたしました。

売上高は、社会インフラシステム部門において官公庁向け電気設備が増加し、また、クリーン搬送機器部門及び自動車用試験装置部門においても受注増に伴い売上が増加したため、全体としては、前連結会計年度に比べて、55億95百万円増加いたしました。

開発面では、振動機部門において、海外向け低価格版振動コンベヤを開発いたしました。

振動コンベヤは振動機部門の主力製品ですが、海外メーカーと競合する市場で勝ち抜くためにはコスト競争力の強化が必要となります。そこで、まずは標準振動コンベヤの一機種を対象に大幅なコストダウンを実現すべく、当社の新たな取組として、バリューエンジニアリングで多くの実績を持つインドのエンジニアリング会社の協力のもと、2015年４月に低価格版振動コンベヤ開発に向けてのプロジェクトを立ち上げました。設計・調達・生産効率など様々な角度からエンジニアがアイデアを出し合い、そのアイデアの精査・実行を重ねた結果、設計変更と海外調達、そして生産工程の見直しにより大幅なコストダウンを達成いたしました。引き続き、量産による効果や当社のタイ現地法人での生産などによりさらなるコストダウンを目指します。

今後はこのプロジェクトの取組を他の振動機製品・他部門にも応用し、コスト競争力を強化することで国内外の新たなユーザー獲得に向け幅広い販売活動を展開してまいります。

サポート＆エンジニアリング事業

受注高	168億 55百万円 (前連結会計年度比 14.1%減)
売上高	192億 24百万円 (前連結会計年度比 5.3%増)

売上高構成比

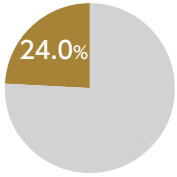

当社全般に関わり、当社の業務及び当社事業に付随するサービスやエンジニアリング業務を主たる事業とする子会社をサポート＆エンジニアリング事業としており、太陽光発電設備工事等が減少したことにより受注高は27億58百万円減少いたしましたが、設備工事等が増加したことにより売上高は９億59百万円増加いたしました。

⑵対処すべき課題

2016年度の当社グループを取り巻く経営環境は、海外においては、中国及び東南アジア諸国の経済成長率は引き続き鈍化する見込みであり、一方、米国においては、堅調な内需を軸に緩やかに経済成長することが期待されます。

国内においては、良好な雇用及び所得環境の改善による個人消費の回復や、設備更新需要の増加により緩やかに回復すると期待されますが、海外経済のさらなる減速や金融市場及び為替の急激な変動などによる下振れリスクもあり、不透明感の強い状況が続くと見込まれます。

このような経営環境の下で当社グループといたしましては、国内外を問わず、世の中の変化・トレンドを的確に掴み、顧客のニーズを積極的に掘り起こしていくことで、顧客満足を先取りした開発と販売活動を行い受注の拡大を目指します。また、製品の構想段階から生産・試験工程の自動化やコストダウンを考慮した開発・設計を行うことにより生産効率の改善をさらに進めてまいります。

また、創業100年にあたる2017年度を最終年度とする、５ヵ年のグループ中期経営計画「BRIDGE 100」の下、当社グループにおいて培ってきた“Motion ＆ Energy Control”技術で、中国・アジアの経済成長に伴う設備投資需要にマッチした製品の投入と、先進国成熟社会におけるエネルギー効率化の加速に対応したソリューションの提供により、当社グループの収益基盤を確立し、グローバルな成長を目指しております。

今後さらに成長し続ける企業グループとして株主の皆様、顧客の皆様から評価していただけるよう、引き続きグループを挙げて飛躍を遂げるべく努力を重ねてまいる所存でございます。

⑶設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、次の通りであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当社伊勢製作所：航空宇宙部門試験装置等の導入

シンフォニアエンジニアリング㈱関東事業所移転

②当連結会計年度継続中の主要設備

次期ＩＴ基幹システムの導入

当社豊橋製作所：回転機試験電源設備の更新

当社伊勢製作所：航空宇宙部門３Ｄプリンターの導入

当社鳥 羽 工 場：モーションコントロール機器部門生産設備の導入

（注）平成28年４月１日、鳥羽工場はモーションシステム工場に名称を変更しております。

⑷財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

年度 / 項目	平成24年度 第 89 期	平成25年度 第 90 期	平成26年度 第 91 期	平成27年度（当連結会計年度）第 92 期
受注高（百万円）	72,712	75,275	81,095	80,093
売上高（百万円）	69,486	74,315	75,796	80,080
経常利益（百万円）	1,070	2,093	2,554	4,231
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	679	1,382	1,820	2,850
１株当たり当期純利益（円）	4.57	9.30	12.24	19.17
総資産（百万円）	82,116	89,024	91,394	90,148

（注）１．平成24年度につきましては、航空宇宙部門が好調で受注高は増加いたしましたが、インフラシステム部門が不調で売上高が減少し、それに伴い利益も減少いたしました。
平成25年度につきましては、モーションコントロール機器部門、クリーン搬送機器部門及びサポート＆エンジニアリング事業が好調であったことにより受注高・売上高ともに増加し、それに伴い利益も増加いたしました。
平成26年度につきましては、プリンタ部門、社会インフラシステム部門及び振動機器部門が好調であったことにより、受注高・売上高ともに増加し、それに伴い利益も増加しました。
平成27年度につきましては、「⑴事業の経過及びその成果」に記載しております。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

年度 / 項目	平成24年度 第 89 期	平成25年度 第 90 期	平成26年度 第 91 期	平成27年度（当期）第 92 期
受注高（百万円）	54,353	54,291	59,424	60,754
売上高（百万円）	53,173	53,402	55,174	58,555
経常利益（百万円）	931	906	1,491	3,037
当期純利益（百万円）	644	662	1,212	2,113
１株当たり当期純利益（円）	4.34	4.46	8.15	14.21
総資産（百万円）	77,253	80,863	83,165	82,353

（注）１．当社の財産及び損益の変動の要因は、企業集団の財産及び損益の変動の要因と同様の理由によるものです。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

⑸重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
シンフォニア商事㈱	百万円 200	% 100.00	保険代理業、倉庫・運送業、鍍金製品・機械部品・石油製品の販売、旅行業
㈱S＆Sエンジニアリング	200	100.00	病院・オフィス・工場・倉庫内用搬送システムの販売、エンジニアリング
シンフォニアエンジニアリング㈱	100	100.00	電気・機械設備工事の請負、エンジニアリング、電気機械器具・自動券売機のサービス
シンフォニアマイクロテック㈱	84	100.00	マイクロクラッチの製造、販売
㈱セルテクノ	60	100.00	電気・電子機器類の設計、試験、労働者派遣業、経理・給与業務の受託
㈱大崎電業社	48	100.00	電磁クラッチ・電磁ブレーキ等の製造、販売
㈱アイ・シー・エス	32	100.00	ソフトウェアの開発、ＯＡ機器の販売
シンフォニアテクノロジー（タイ）㈱	百万バーツ 289	100.00	振動式搬送機器・パーツフィーダ・半導体製造装置用ハンドリング機器・建設車両用電装品の製造、販売
昕芙旎雅機電（香港）有限公司	千香港ドル 10,580	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの販売
昕芙旎雅機電（東莞）有限公司	百万米ドル 2.1	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの製造

(注) 1．当社の連結子会社は上記の10社であります。
2．上表当社の出資比率の（　）内は間接保有割合であります。
3．シンフォニアテクノロジー（タイ）㈱は平成27年10月と12月に増資を行い、資本金が増加しております。

⑹主要な事業内容

セグメント	主要な製品・サービス
モーション機器	昇華型デジタルフォトプリンタ、リライタブルプリンタ、宇宙ロケット用電装品、航空機用電装品、サーボアクチュエータ、アクティブ制振装置、電磁クラッチ・ブレーキ、鉄道・建設車両用電装品、空港用地上支援車両、超重量物搬送用大型自走台車　等
パワーエレクトロニクス機器	自動車用評価システム、実車衝突実験システム、上下水道電気計装設備、道路管理用電気設備、リフティングマグネット、サブマージドモータ、真空溶解炉、鉄鋼プラント用電気システム、中小形発電機、振動式搬送機器、コーヒー焙煎設備、パーツフィーダ、半導体製造装置用ハンドリング機器、液晶ガラス基板用ハンドリング機器、エコ発電システム　等
サポート＆エンジニアリング	電気・機械設備工事の請負・エンジニアリング、電気機械器具のサービス、病院内搬送システムのエンジニアリング、当社周辺サービス・福利厚生関連業務、倉庫・運送業、経理・給与業務・設計業務の受託、労働者派遣業、ソフトウェアの開発、ＯＡ機器の販売　等

⑺主要な営業所及び工場

①当社の主要な営業所及び工場

本　社　東京
支　社　大阪、名古屋
支　店　九州（福岡）
営業所　東北（仙台）、新潟、北陸（富山）、静岡、三重（伊勢）、中国（広島）
工　場　伊勢製作所、豊橋製作所、鳥羽工場

（注）平成28年４月１日、鳥羽工場はモーションシステム工場に名称を変更しております。

②主要な子会社の本社所在地

シンフォニア商事㈱（伊勢）、㈱Ｓ＆Ｓエンジニアリング（東京）、シンフォニアエンジニアリング㈱（伊勢、東京）、シンフォニアマイクロテック㈱（明石）、㈱セルテクノ（伊勢）、㈱大崎電業社（東京）、㈱アイ・シー・エス（伊勢）、シンフォニアテクノロジー（タイ）㈱（タイ王国・サムットプラカーン）、
昕芙旎雅機電（香港）有限公司（中華人民共和国・香港）、昕芙旎雅機電（東莞）有限公司（中華人民共和国・東莞）

⑻従業員の状況

①企業集団の従業員数

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
モーション機器	1,729名	80名減
パワーエレクトロニクス機器	1,072名	13名増
サポート＆エンジニアリング	762名	7名増
計	3,563名	60名減

（注）１．就業人員数を記載しております。
２．上表には臨時従業員等は含んでおりません。

②当社の従業員数等

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,956名	20名減	37.6才	13.9年

（注）１．就業人員数を記載しております。
２．上表には臨時従業員等は含んでおりません。

⑼主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
㈱みずほ銀行	4,672
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	2,330
㈱三井住友銀行	2,320
三井住友信託銀行㈱	2,294
みずほ信託銀行㈱	1,501
三菱ＵＦＪ信託銀行㈱	1,493

（注）１．当社は機動的かつ安定的な資金調達手段を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的として取引金融機関22行とシンジケート方式による総額100億円のコミットメントライン契約を締結しております。
２．当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は50億円であります。

2 会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数　580,000,000株

(2)発行済株式の総数　148,691,141株（自己株式254,470株を除く）

(3)株主数　15,755名

(4)大株主（上位10名）

株主名	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行㈱退職給付信託口（㈱神戸製鋼所）	14,898千株	10.02%
ダイキン工業㈱	5,085	3.42
シンフォニアテクノロジーグループ従業員持株会	3,935	2.65
大日本印刷㈱	3,664	2.46
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	3,601	2.42
シンフォニアテクノロジー取引先持株会	3,525	2.37
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	3,270	2.20
前尾和男	2,511	1.69
ナブテスコ㈱	2,309	1.55
あいおいニッセイ同和損害保険㈱	2,256	1.52

（注）1．日本マスタートラスト信託銀行㈱退職給付信託口（㈱神戸製鋼所）の持株数14,898千株は㈱神戸製鋼所から同信託銀行へ信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権の行使についての指図権限は㈱神戸製鋼所が保有しております。
2．出資比率は自己株式（254,470株）を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
武藤昌三	代表取締役会長　(開発本部及び新事業企画部の管掌)	—
古谷浩三	代表取締役社長	—
斉藤文則	取締役　(総務人事部長、調達本部の管掌、全社コンプライアンス、WAY推進プロジェクト、監査部及び法務部の担当)	—
小原孝秀	取締役　(経営企画部長、業務改革推進部の管掌、全社リスク管理及び資金部の担当)	—
常光茂久	取締役　(グローバル事業統括本部長、営業業務統括部及び支社・支店・営業所の担当)	—
*高橋芳明	取締役　(電子精機本部長、同本部プリンタシステム事業の担当)	—
*川久伸	取締役　(電機システム本部長、同本部クリーン搬送機器事業及びＩＴテクニカルセンターの担当)	—
小谷重遠	社外取締役　(非常勤)	—
*井上修平	社外取締役　(非常勤)	双日㈱顧問 北海道大学工学部・工学研究院 非常勤講師
百家俊次	監査役　(常勤)	—
廣田邦彦	社外監査役　(常勤)	—
野本俊輔	社外監査役　(非常勤)	弁護士 公益社団法人九段　理事長
小林義行	社外監査役　(非常勤)	—

(注) 1．当社は、小谷重遠並びに井上修平、廣田邦彦、野本俊輔及び小林義行の５氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2．上表*印の者は、平成27年６月26日開催の第91回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
3．取締役井上修平氏は、双日㈱の顧問であります。同社は当社の取引先ですが、同社との取引実績は当社の当期連結決算における売上高の１％未満であります。
4．当期中の取締役の退任は次の通りであります。

氏　名	地位及び担当（退任時）	退任年月日	退任事由
一木春生	代表取締役副社長　(社長補佐、本社部門及び調達本部の管掌、全社コンプライアンス、監査部及び法務部の担当)	平成27年６月26日	任期満了
渡辺壯嘉	社外取締役　(非常勤)	平成27年６月26日	任期満了

5．監査役のうち百家俊次氏は、当社の資金部門に従事したうえ資金部長を務め、また廣田邦彦氏は、神鋼商事㈱で資金部長、取締役及び常務執行役員として資金部の担当を歴任し、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．平成27年６月26日をもって、次の通り取締役の地位の異動がありました。

氏　名	異動前の地位	異動後の地位
武藤昌三	代表取締役社長	代表取締役会長
古谷浩三	代表取締役	代表取締役社長

7．平成28年４月１日をもって、井上修平氏は「双日㈱顧問、北海道大学客員教授」に重要な兼職の状況が変更になっております。

8．当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離してコーポレートガバナンス体制を強化するとともに、経営環境の変化にスピーディかつフレキシブルに対応するため、執行役員制度を導入しております。執行役員は次の通りであります。

氏　名	地位及び担当
※斉　藤　文　則	常務執行役員　(総務人事部長、調達本部の管掌、全社コンプライアンス、ＷＡＹ推進プロジェクト、監査部及び法務部の担当)
※小　原　孝　秀	常務執行役員　(経営企画部長、業務改革推進部の管掌、全社リスク管理及び資金部の担当)
※常　光　茂　久	常務執行役員　(グローバル事業統括本部長、営業業務統括部及び支社・支店・営業所の担当)
※高　橋　芳　明	常務執行役員　(電子精機本部長、同本部プリンタシステム事業の担当)
※川　久　　伸	常務執行役員　(電機システム本部長、同本部クリーン搬送機器事業及びＩＴテクニカルセンターの担当)
仲　　眞　司	常務執行役員　(電子精機本部航空宇宙及び大型搬送システム事業の担当)
平　野　新　一	執　行　役　員　(電機システム本部副本部長（生産部門の統括）、同本部豊橋製作所長)
鈴　木　康　友	執　行　役　員　(電子精機本部モーションコントロール機器事業の担当)
三　木　利　夫	執　行　役　員　(電子精機本部副本部長（生産部門の統括）、同本部伊勢製作所長)
河　村　博　年	執　行　役　員　(開発本部長、新事業企画部の担当)
森　　信　夫	執　行　役　員　(電機システム本部社会インフラシステム、産業インフラシステム及び試験装置事業の担当)
堀　　悟	執　行　役　員　(調達本部長、同本部豊橋調達部長)
御　村　恭　至	執　行　役　員　(電機システム本部豊橋製作所副製作所長、業務改革推進部長)
瀬　田　　学	執　行　役　員　(電子精機本部伊勢製作所副製作所長、同本部電子精密機器工場長、業務改革推進部副部長)
永　井　博　幸	執　行　役　員　(電機システム本部振動機・パーツフィーダ事業の担当、同本部振動機営業部長)

(注) 1．上表※印の者は、取締役を兼務しております。
2．平成28年４月１日付の組織名称変更に伴い、瀬田　学氏は「電子精機本部伊勢製作所副製作所長、同本部航空宇宙機器工場長、業務改革推進部副部長」に担当が変更になっております。

⑵当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	11名	254,796千円
監査役	4名	50,850千円
(うち、社外役員	6名	42,225千円)

(注) 上記には、平成27年６月26日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名が含まれております。

⑶社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

氏　名	地　位	主な活動状況
小　谷　重　遠	社外取締役（非常勤）	期中に14回開催された取締役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行いました。
井　上　修　平	社外取締役（非常勤）	期中の選任後に、10回開催された取締役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行いました。
廣　田　邦　彦	社外監査役（常勤）	期中に14回開催された取締役会の全てに出席し、また、期中に14回開催された監査役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験や、財務・会計に関する業務経験に基づき必要な発言を適宜行いました。
野　本　俊　輔	社外監査役（非常勤）	期中に14回開催された取締役会の全てに出席し、また、期中に14回開催された監査役会の全てに出席し、弁護士として法令についての高度な知識・識見に基づき必要な発言を適宜行いました。
小　林　義　行	社外監査役（非常勤）	期中に14回開催された取締役会の全てに出席し、また、期中に14回開催された監査役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行いました。

②責任限定契約の内容の概要

小谷重遠、井上修平、廣田邦彦、野本俊輔及び小林義行の５氏は、当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

4 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

41百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

41百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．当社の子会社である昕芙旎雅機電（香港）有限公司、昕芙旎雅機電（東莞）有限公司及びSINFONIA TECHNOLOGY (THAILAND) CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、企業理念及びその行動指針であるSINFONIA-WAYを定め、かつ「企業倫理規範」「企業行動基準」を制定し、法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、社内の意識強化と問題の未然防止に努めています。

・「コンプライアンス委員会規程」に従って全社コンプライアンスの担当役員を任命し、また、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会と、各部門でのコンプライアンス活動を推進する組織を設置しています。加えて弁護士など、外部の専門家からも適宜アドバイスを受けています。

・法令・定款違反に関する報告体制として、スピークアップ制度（内部通報制度）を設置しており、「スピークアップ制度運用規程」において内部通報者に不利益な取り扱いをしてはならないことを定めています。また、不祥事が発生した場合は、トップマネージメント、取締役会、監査役会に報告が行われています。

・「内部監査規程」に基づき、監査部が内部監査を行っています。

・財務報告に係る内部統制についても、整備・運用の基本方針に基づき、継続的な運用と改善を図っています。

・当社は、「企業倫理規範」「企業行動基準」において反社会的勢力との絶縁を宣言するとともに、対応に当たっての基本的な考え方を定めています。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社は、取締役の意思決定及び職務の遂行に係る情報の保存及び管理については、責任部門において社内規程に基づき行っています。これら社内規程は、必要に応じて見直し等を行っています。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、現下の激しい経営環境の変化の中で、ビジネス、法令違反、安全衛生・環境、天災地変、情報通信などに起因するリスクの評価と対応を適切に行うため、リスク管理に関わる基本的事項を定めた「リスク管理規程」、並びにリスク管理活動の行動要領を定めた「リスク管理大綱」を策定し、リスク管理担当役員の任命、リスク管理委員会の設置等により、リスク管理体制を整備しています。

・当社並びにグループ全体の事業活動に影響を及ぼす危機の発生時には、取締役及び執行役員は、速やかに情報を収集し、代表取締役へ報告するとともに、対応策を実施します。

⑷取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、経営戦略及び経営課題を明確にするために、中期経営計画や年度の経営計画を策定し、その達成度合いを、業績管理制度を通じてチェックしています。
・毎月の定例及び臨時の取締役会、経営会議、事業執行会議を開催し、迅速かつ多面的に経営意思の決定とフォローを行っています。
・当社は執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ業務を執行する体制としています。
・取締役は、担当する業務について執行役員から執行状況の報告を受けることにより、監督機能を果たせる体制を整備しています。
・決裁制度、予算制度、人事管理制度等を整備し、適切な権限委譲の下、効率的に職務が執行されるような体制を整備しています。

⑸当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、統括部門、事業運営管理部門、業務サポート部門を定め、あわせて経営企画部に専任のスタッフを置くことを定め、グループ運営を行っています。
・グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、会議開催による多面的な検討を経て、慎重に決定しています。
・主要な子会社に対しては、当社から取締役や監査役を派遣するとともに、子会社の月例幹部会に出席し、事業運営状況を確認しています。
・グループ企業を含めてコンプライアンス活動を推進しています。また、海外現地法人の活動についても国内の取組に準じ、現地の法令や文化習慣等も尊重しながら推進しています。

⑹監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

・当社は、監査部が監査役監査を補助しています。
・監査部は監査役会の事務局業務を担当して、監査役あるいは監査役会の指示に従ってその職務を補助しています。

⑺監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

・当社は、監査部に属する使用人の、取締役あるいはその他の使用人からの独立性を確保するため、その任命、異動、評価、懲戒等の人事権に係る事項について、監査役会と事前に協議しています。

⑻取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社の取締役及び使用人は、監査役の「監査役監査基準」に基づく要請に応じて当社及びグループ企業に関する資料を閲覧に供し、あるいは報告を行っています。
・監査役は、取締役の職務執行を監査するため、当社の取締役会、事業執行会議等の重要な会議への出席及び重要な決裁書類の閲覧等を行っています。また、グループ企業の取締役から定期的にヒアリングを行い、グループ全体の状況を把握しています。
・「スピークアップ制度運用規程」に準じて、監査役への報告を行った者やこれに関わった者に対して不利益な取り扱いをしてはならないこととしています。

⑼監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社は、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役会で決議した「年度監査方針・計画」を毎年取締役会で確認するほか、監査役の職務執行に必要な緊急または臨時の支出についても事後償還請求できることとしているなど、その円滑な監査活動を保障するための環境整備に努めています。
・監査役と代表取締役、会計監査人との意見交換の機会を設けています。
・監査役は、監査部から内部監査に関する報告を随時受けています。

（当該体制の運用状況）

①取締役の職務の執行

・独立性の高い社外取締役を２名選任し、当事業年度に14回開催された取締役会において、外部からの経営チェック・助言が行われています。

・執行役員に決裁権限を委譲し、効率的な業務執行を行っています。また、経営会議や事業執行会議を毎月開催し、経営意思の決定と業務執行の監督を行っています。

・グループ企業に関する重要な事項は適宜取締役会に報告され、監督を行っています。

②コンプライアンス

・当社及びグループ企業でコンプライアンスに関する研修や教育資料の配布を行い、意識の強化と問題の未然防止に努めています。

・当事業年度においてコンプライアンス委員会を２回開催し、議事の要旨を社内で周知したほか、コンプライアンスに関してグループ企業との会合を行い、情報の共有を行っています。

・グループ企業を含む従業員にスピークアップ制度の周知を継続的に行い、その利用状況についてはコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しています。

③リスク管理

・リスクの評価と対応を適切に行うため、専門の会議体や委員会を設置し、リスク管理を継続的に行っており、リスク管理委員会を当事業年度において１回開催しています。また、「リスク管理規程」及びリスク管理活動の行動要領を定めた「リスク管理大綱」の策定、経営会議への報告等により、当社グループにおけるリスクの共有及び対応を図っております。

・企業価値を低下させるあらゆるリスクを管理するため、当事業年度において災害対策委員会を２回、情報セキュリティ委員会を２回、安全保障貿易管理特別委員会を２回、地球環境委員会を２回開催しています。

④監査役の職務の執行

・監査役は、監査役会で定めた「年度監査方針・計画」に沿って、取締役会等の重要な会議への出席、執行役員決裁等の必要な書類の閲覧、各取締役との意見交換、監査部及び会計監査人との連携、グループ企業を含めた各拠点への往査を実施し、内部統制システムの整備状況及び運用状況を確認しています。

・監査役会は、財務・会計に関する相当程度の知見を有する社内監査役と、独立性の高い３名の社外監査役の４名で構成されており、当事業年度において14回開催されています。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

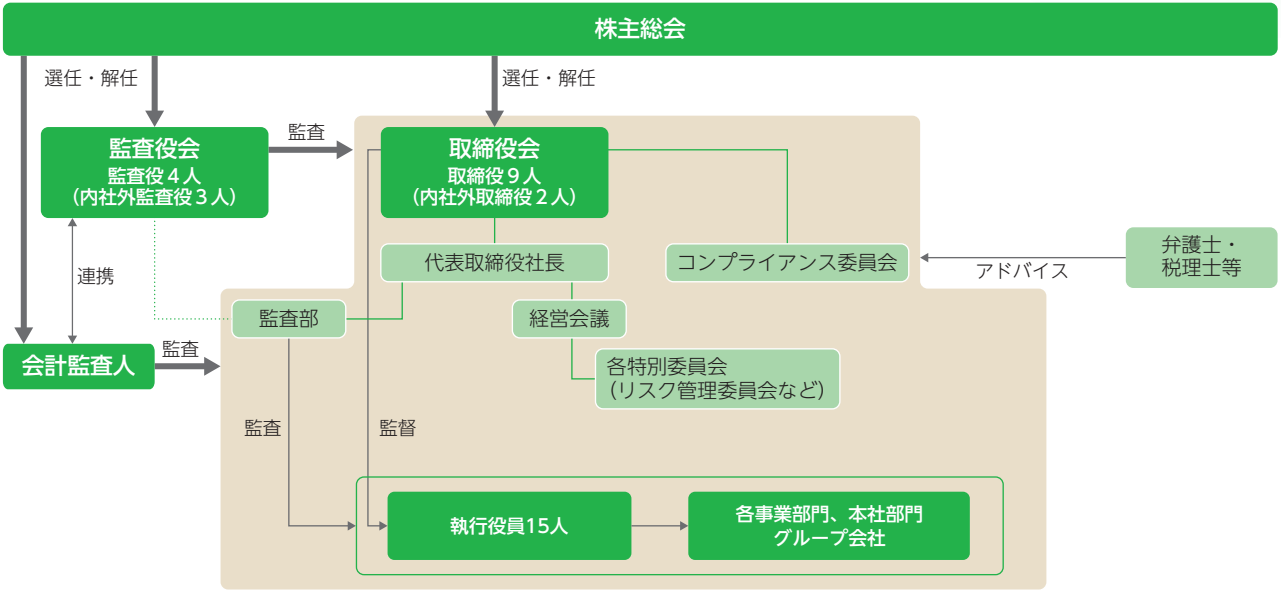

6 株式会社の支配に関する基本方針

⑴当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると当社取締役会は考えております。上場会社である当社の株式については自由な取引が認められており、当社取締役会は、当社に対し下記（3） 2）①において定義している大規模買付行為が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における株主の皆様に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為には、その目的等から見て（ア）企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、（イ）株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、（ウ）対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、（エ）対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値の源泉は、（ア）多岐にわたる製品を、機械・電気・制御の開発・生産から販売まで行う一貫体制、（イ）創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力、（ウ）ステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係、（エ）事業組織間での人材、固有技術、製造技術等のシナジーを積み重ねていく企業風土、（オ）組織、人材のシナジーを引き出す経営と従業員の信頼関係にあると考えており、当社株券等の大規模買付行為を行う者がこのような当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損されることになります。また、下記（3） 2）②において定義している大規模買付者により大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様がこれに応じるか否かを決定するに際しては、大規模買付者から、事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される必要があると考えており、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付行為が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損される可能性が極めて高いと考えております。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

⑵基本方針の実現に資する特別な取組の内容の概要

1）当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

①当社の企業理念及び企業価値の源泉について

当社は、「企業理念」を制定し、企業価値とその源泉となる競争力向上に取り組んでおります。その「企業理念」は次の通りです。

『「一歩先を行く技術」「地球を大切にする心」「思いやりのある行動」私たちはこの３つを大切に人から宇宙まで豊かな暮らしと社会の発展に貢献します。』

当社は、大正６年（1917年）の創業以来、電磁応用力技術と精密機構技術を基盤に幅広い分野に事業領域を拡げ、現在では、航空機用電子機器、カラープリンタ、電磁クラッチ、半導体ウェーハ搬送機器、社会インフラ電気設備等の多様な製品をお客様に提供しております。

当社の企業価値の確保・向上を目指す上で、企業価値の源泉は、以下に掲げる要素にあるものと考えております。

（ⅰ）官公庁から半導体メーカーや写真関連メーカーまで多岐にわたるお客様のニーズを捉えた製品を、電子機器、精密機械、制御・ソフトの開発・生産から販売まで行う一貫体制

（ⅱ）創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力

（ⅲ）株主の皆様はもちろん、お客様・取引先・地域関係者等のステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係

（ⅳ）個々の事業組織間での人材の支援や保有技術の相互利用、生産現場での技能協力等のシナジーを積み重ねていく企業風土

（ⅴ）当社の企業風土と歴史的背景を深く理解し、最大限の効果を引き出す経営と従業員の信頼関係

②当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

当社は、平成25年より５ヵ年の中期経営計画「BRIDGE 100」を策定し、事業活動に取り組んでおります。平成29年に迎える創業100年に向けて、長い歴史の中で培ってきた幅広い技術・顧客基盤を活かし、変化する時代に対応した開発型企業へ転換し、新たな成長を実現します。また、この中期経営計画の５年間を、次の100年間も株主の皆様への安定配当、社会への貢献を実現するとともに、株主の皆様・お客様・取引先の期待に応え、従業員・家族の生活を守り続ける企業となるための架け橋とするべく、当社グループにおいて培ってきた“Motion ＆ Energy Control”技術で、東南アジア・中国の経済成長に伴う産業設備投資需要にマッチした製品の投入と、先進国成熟社会におけるエネルギー効率化の加速に対応したソリューションの提供により、当社グループの収益基盤を確立し、グローバルな成長を目指します。そして、以下の方針の下、本中期経営計画の目標を達成し、当社グループの企業価値向上を実現します。

（ⅰ）中核事業の拡大

４つの中核事業（『航空宇宙事業』、『モーションコントロール機器事業』、『振動機器事業』、『クリーン搬送機器事業』）を拡大させるべく開発・設備投資、要員を重点的に配分し、事業収益を向上させます。

（ⅱ）グローバル事業の拡大

東南アジア・中国市場のニーズをつかみ、これまで整備を進めてきたタイ・中国の現地法人を中心にグローバル事業を拡大します。

（ⅲ）新分野への挑戦

“Motion ＆ Energy Control”技術と“計測・制御”技術により、再生医療関連産業の成長や、福祉の省力化ニーズが期待される「医療･福祉」分野、食の安全・安定供給への期待が高まる「農業」分野での事業化に挑戦します。

（ⅳ）グループ経営基盤整備

事業拡大、グローバル化を進めるために必要な、開発･技術力の強化、生産の最適化、人材の育成並びに迅速な意思決定及び効率的な業務遂行を支える基盤の整備を行います。

また、従来より当社グループの企業価値の確保・向上を図るための重要事項と位置付けている、電子機器、精密機械、制御・ソフトの設計・開発に関わる高度な技術や溶接・加工等の製造技術・技能の伝承・強化についても、今後とも引き続き推進してまいります。

このように、当社は、今後も企業価値＝業績向上を続けていくため、機械やデータに置き換えることができない技能や組織間のシナジーの重要性を大切にする企業風土を醸成するとともに、これを深く理解する経営と従業員との信頼のさらなる強化に取り組んでまいります。

２）企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の基盤となる仕組み－コーポレートガバナンスの整備

当社は、経営目標を達成する過程においても、各ステークホルダーとのより良好な関係にも配慮すべきであると考えており、かかる目的達成のために、各ステークホルダーの皆様のご理解とご支援をいただくこと、及び法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、企業価値の確保・向上と経営チェック機能の充実を共に図ることを目指しております。

具体的な施策としては、執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行機能や意思決定・監督機能を強化するとともに、外部からの経営チェック・助言により適切な経営に資するため、弁護士など外部の専門家から適宜アドバイスを受けるほか、独立性のある社外取締役２名及び社外監査役３名を選任し、また、コンプライアンスに対する社内の意識強化と問題の未然防止に資するため、全社コンプライアンスの担当役員を任命し、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会の設置を行っております。さらに内部統制システムについて、その体制を整え、継続的な運用と評価・改善を図っております。

なお、コーポレートガバナンス・コードへの対応を含めた当社のコーポレートガバナンス体制は、東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載しております。

⑶基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

当社は、上記（１）に記載した当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新に関する議案を平成26年６月27日開催の第90回定時株主総会に諮り、承認されました（更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）。本対応方針の目的及び概要は以下の通りであります。

１）本対応方針の目的

本対応方針への更新は、上記（１）に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって行われたものであります。

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためには、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組の一環として、本対応方針への更新を行うことを決定いたしました。

２）本対応方針の概要

①対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の（ⅰ）もしくは（ⅱ）に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大規模買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

（ⅰ）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20％以上となる買付け

（ⅱ）当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の株券等の大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）が現れた場合に、当該大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行うための手続を定めるものであります。なお、大規模買付者には、本対応方針に係る手続を遵守していただくこととし、大規模買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、（ア）当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（原則として60日間。以下「取締役会評価期間」といいます。）が終了するまでの間、及び（イ）取締役会評価期間終了後であっても、対抗措置の発動の可否を問うための株主の総体的意思を確認する総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものとしております。

③対抗措置の発動

大規模買付者が、本対応方針において定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従うことなく大規模買付行為を行う場合、または、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値もしくは株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合には、当社は、原則として、当該大規模買付者その他一定の者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者その他一定の者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てることがあります。

④取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会、株主意思確認総会の利用

本対応方針においては、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、独立委員会規程に従い、（ア）当社社外取締役、（イ）当社社外監査役、または（ウ）社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者または他社の取締役もしくは執行役として経験のある社外者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしております。当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合、独立委員会へ適時に情報を提供し、独立委員会は、大規模買付者及び当社取締役会が株主の皆様の共同の利益を損なう行動をとっていないかを含め、公正な手続が行われているかについての検証を行うものといたします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。これに加えて、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様のご意思を確認するか否かについて、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に適時に情報を開示することにより、その透明性を確保することとしております。

⑤本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使がなされた時、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された時には、当該大規模買付者その他一定の者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化される可能性があります。

3）本対応方針の有効期間、廃止及び変更について

本対応方針の有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとし、かかる有効期間の満了前であっても、（ア）当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または（イ）当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものといたします。

なお、本対応方針の詳細につきましては、平成26年4月22日付当社プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。（当社ホームページ http://www.sinfo-t.jp）

⑷上記⑵の取組についての当社取締役会の判断

当社は、継続的な企業価値の向上こそが株主の皆様の共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上を目的に、上記（2）の取組を行っておりますが、これらの取組の実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組は、上記（1）の基本方針に資するものであると考えております。

従いまして、上記（2）の取組は、上記（1）の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

⑸上記⑶の取組についての当社取締役会の判断

本対応方針への更新は、上記（1）の基本方針に沿って、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とし、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって行われたものであります。

また、下記1）から5）までの通り、本対応方針は、株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため独立委員会が設置されていること、デッドハンド型買収防衛策ではないこと等から、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性及び公正性が担保されているものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1）株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本対応方針への更新に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成26年6月27日開催の第90回定時株主総会において、本対応方針への更新に関する議案が諮られ、承認されたものであります。

また、上記（3）3）に記載の通り、その有効期間は平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとしておりますが、かかる有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または (ii) 当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。また、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して、また、独立委員会から対抗措置の発動の勧告がなされたものの当社取締役会が必要と判断した場合には、対抗措置の発動に関する議案を株主意思確認総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

2）買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものであります。

3）合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

4）独立委員会の設置

当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否か、株主意思確認総会を招集するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

5）デッドハンド型買収防衛策ではないこと等

上記（3）3）に記載の通り、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従いまして、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとなっており、毎年の当社定時株主総会で取締役会の構成員の交代を一度に行うことができるため、本対応方針は、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

以上の通り、上記（3）の取組は上記（1）の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (平成28年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	**49,872**
現金及び預金	6,996
受取手形及び売掛金	26,502
商品及び製品	1,157
仕掛品	7,556
原材料及び貯蔵品	5,355
繰延税金資産	1,186
その他	1,152
貸倒引当金	△35
固定資産	**40,276**
有形固定資産	29,237
建物及び構築物	11,001
機械装置及び運搬具	1,891
工具、器具及び備品	1,217
土地	14,599
リース資産	333
建設仮勘定	194
無形固定資産	855
投資その他の資産	10,183
投資有価証券	6,715
繰延税金資産	1,399
その他	2,118
貸倒引当金	△49
資産合計	**90,148**

負債の部	
流動負債	**39,067**
支払手形及び買掛金	15,089
短期借入金	14,247
未払費用	4,557
未払法人税等	1,015
未払消費税等	1,055
受注損失引当金	505
その他	2,595
固定負債	**21,080**
長期借入金	12,692
再評価に係る繰延税金負債	1,669
役員退職慰労引当金	74
環境対策引当金	494
退職給付に係る負債	5,021
その他	1,128
負債合計	**60,148**
純資産の部	
株主資本	**25,213**
資本金	10,156
資本剰余金	452
利益剰余金	14,667
自己株式	△63
その他の包括利益累計額	**4,787**
その他有価証券評価差額金	2,187
繰延ヘッジ損益	△0
土地再評価差額金	3,913
為替換算調整勘定	234
退職給付に係る調整累計額	△1,548
純資産合計	**30,000**
負債純資産合計	**90,148**

連結損益計算書 (平成27年４月１日より平成28年３月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		80,080
売上原価		62,575
売上総利益		17,505
販売費及び一般管理費		13,096
営業利益		4,409
営業外収益		
受取利息及び配当金	167	
為替差益	50	
その他	106	324
営業外費用		
支払利息	261	
固定資産処分損	63	
その他	176	501
経常利益		4,231
特別損失		
環境対策引当金繰入額	239	239
税金等調整前当期純利益		3,992
法人税、住民税及び事業税	1,287	
法人税等調整額	△145	1,141
当期純利益		2,850
親会社株主に帰属する当期純利益		2,850

連結株主資本等変動計算書 (平成27年４月１日より平成28年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**10,156**	**452**	**12,263**	**△61**	**22,811**
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△446	—	△446
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	2,850	—	2,850
自己株式の取得	—	—	—	△2	△2
自己株式の処分	—	—	△0	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	**—**	**—**	**2,404**	**△1**	**2,402**
当期末残高	**10,156**	**452**	**14,667**	**△63**	**25,213**

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	**2,935**	**△18**	**3,824**	**537**	**△86**	**7,191**	**30,003**
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△446
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	2,850
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△2
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△747	18	89	△302	△1,462	△2,404	△2,404
当期変動額合計	**△747**	**18**	**89**	**△302**	**△1,462**	**△2,404**	**△2**
当期末残高	**2,187**	**△0**	**3,913**	**234**	**△1,548**	**4,787**	**30,000**

（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書 (平成27年４月１日より平成28年３月31日まで)

(単位：百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	4,873
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,339
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,515
現金及び現金同等物に係る換算差額	△40
現金及び現金同等物の増減額	△1,022
現金及び現金同等物の期首残高	7,987
現金及び現金同等物の期末残高	6,965

▶財務情報の詳細は、
当社ホームページIRサイトをご覧下さい。

http://www.sinfo-t.jp シンフォニアテクノロジー 検索

貸借対照表 (平成28年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	**41,904**
現金及び預金	5,649
受取手形	2,275
売掛金	19,010
商品及び製品	705
仕掛品	7,047
原材料及び貯蔵品	4,710
繰延税金資産	907
短期貸付金	399
未収入金	888
その他	340
貸倒引当金	△30
固定資産	**40,449**
有形固定資産	27,683
建物	9,486
構築物	256
機械及び装置	1,614
車両運搬具	13
工具、器具及び備品	1,041
土地	14,799
リース資産	282
建設仮勘定	188
無形固定資産	790
ソフトウェア	47
ソフトウェア仮勘定	700
その他	41
投資その他の資産	11,975
投資有価証券	6,340
関係会社株式	2,973
関係会社出資金	301
長期貸付金	1,107
その他	1,283
貸倒引当金	△30
資産合計	**82,353**

負債の部	
流動負債	**36,080**
支払手形	3,175
買掛金	9,073
短期借入金	14,247
リース債務	111
未払金	889
未払費用	3,617
未払法人税等	749
未払消費税等	769
預り金	1,980
受注損失引当金	497
その他	968
固定負債	**17,644**
長期借入金	12,692
リース債務	200
再評価に係る繰延税金負債	1,669
退職給付引当金	1,841
環境対策引当金	492
資産除去債務	354
その他	394
負債合計	**53,725**
純資産の部	
株主資本	**22,636**
資本金	10,156
資本剰余金	452
資本準備金	452
利益剰余金	12,090
利益準備金	643
その他利益剰余金	11,447
繰越利益剰余金	11,447
自己株式	△63
評価・換算差額等	**5,991**
その他有価証券評価差額金	2,078
繰延ヘッジ損益	△0
土地再評価差額金	3,913
純資産合計	**28,628**
負債純資産合計	**82,353**

損益計算書 (平成27年４月１日より平成28年３月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		58,555
売上原価		46,795
売上総利益		11,760
販売費及び一般管理費		8,897
営業利益		2,863
営業外収益		
受取利息及び配当金	505	
その他	49	555
営業外費用		
支払利息	249	
その他	131	381
経常利益		3,037
特別損失		
環境対策引当金繰入額	237	237
税引前当期純利益		2,799
法人税、住民税及び事業税	790	
法人税等調整額	△104	685
当期純利益		2,113

株主資本等変動計算書 (平成27年４月１日より平成28年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
				繰越利益剰余金	
当期首残高	10,156	452	598	9,824	10,423
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	44	△490	△446
当期純利益	—	—	—	2,113	2,113
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	44	1,622	1,667
当期末残高	10,156	452	643	11,447	12,090

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△61	20,971	2,813	△18	3,824	6,619	27,590
当期変動額							
剰余金の配当	—	△446	—	—	—	—	△446
当期純利益	—	2,113	—	—	—	—	2,113
自己株式の取得	△2	△2	—	—	—	—	△2
自己株式の処分	0	0	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	△735	18	89	△627	△627
当期変動額合計	△1	1,665	△735	18	89	△627	1,037
当期末残高	△63	22,636	2,078	△0	3,913	5,991	28,628

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

シンフォニアテクノロジー株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　幡　琢　哉　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　北　口　信　吾　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンフォニアテクノロジー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

シンフォニアテクノロジー株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　幡　琢　哉　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　北　口　信　吾　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月25日

シンフォニアテクノロジー株式会社　監査役会

監　査　役（常勤）百　家　俊　次　㊞

社外監査役（常勤）廣　田　邦　彦　㊞

社外監査役（非常勤）野　本　俊　輔　㊞

社外監査役（非常勤）小　林　義　行　㊞

世界初、宇宙空間での人工重力比較実験に当社制御装置が採用

国際宇宙ステーションの日本実験棟「きぼう」にて世界初の人工重力比較実験に使用され、油井宇宙飛行士が装置のチェックアウトを行った「小動物飼育装置」に当社の技術が採用されました。

この「小動物飼育装置」は、12匹のマウスをそれぞれ個室に入れ30日間飼育することが可能で、同じ宇宙環境で飼育しながら、「微小重力」「人工重力」の二つの重力環境を設定し重力の影響だけを比較検討できます。

当社は各個室の給水装置や飼育ケージ内換気ファン、照明、観察用カメラなどの制御ソフトの開発を担当いたしました。これにより、個々の飼育ケージの制御や監視が可能となりました。

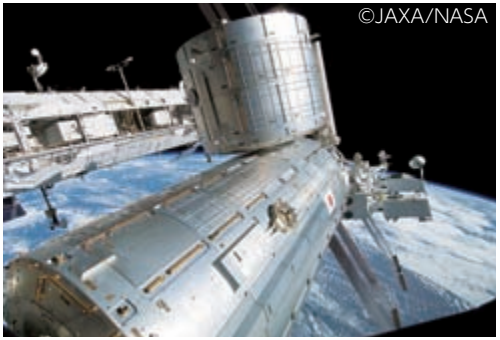

国際宇宙ステーション（ISS）と日本実験棟「きぼう」

当社は、これまでも「こうのとり」の内部空気循環用ファンやH-ⅡＢロケット及びイプシロンロケット用の電装品などを納入しており、また、次期基幹ロケットH-３ロケットの開発参画など、これからも日本の宇宙開発への貢献を進めてまいります。

「きぼう」の船内実験室

小動物飼育装置（イメージ）

コントロールシステム

イチゴの完全人工光型植物工場システムの初受注

当社は中期経営計画「BRIDGE 100」の基本方針の1つ「新分野への挑戦」として、農産業分野での事業化を目指しており、そのひとつとして2014年からイチゴの完全人工光型植物工場システムの研究開発を進めておりましたが、このたび、初受注をいたしました。

日本では夏場に収穫できるイチゴは品種が限定され収穫量が非常に少なく、輸入に依存しておりますが、本システムでは季節にとらわれずに収穫することができます。

本システムで栽培したイチゴ

自然環境から隔離した環境で栽培するために、適切な人工光の色や照射時間、水や養分の補給方法の獲得と、それを実現するための機器の開発を、実際に様々な組み合わせでイチゴを栽培し、生育状況、収穫したイチゴの味、香りなどを検証しながら取り組んでまいりました。本システムは、当社製作所建屋内部での栽培検証に裏付けされた結果に基づいてシステム構築している点が強みです。

今回の初受注にとどまらず、本システムの販売を進めるとともに、多品目への拡大も視野に入れた研究開発を進めてまいります。

豊橋製作所が豊橋市の災害時活動拠点に

当社は2016年２月25日、愛知県豊橋市と「災害時における防災活動拠点の提供に関する協定書」を締結いたしました。本協定は、豊橋市において大規模災害が発生した場合に、当社豊橋製作所の施設を警察や消防などの広域応援部隊の活動拠点として提供するというもので、民間企業が所有する施設を活用する協定は県内初の事例です。

今回の協定は、製作所内にある技術開発センターの食堂や会議室約390㎡を広域応援部隊の活動本部に、運動場約１万㎡は従来からの協定内容であった救援物資の受け入れや応急仮設住宅に加え、野営場所として使用できる内容となっています。

技術開発センターは、2014年に完成した鉄骨６階建ての建屋で、東南海地震など大規模地震に備え、震度６強の地震でも倒壊しない耐震構造となっており、また、非常用自家発電機や再生可能エネルギーを有効利用する当社の小規模スマートグリッドシステム「ナチュエネ®」も備え、停電時も最長４日間の電力自給が可能です。

その他にも豊橋製作所は、井戸水や当社製の急速充電器なども備わり、国道１号沿いで立地にも恵まれています。豊橋製作所の開所から50年を超え、地域への恩返しとして今後も地域に根付いた製作所を目指してまいります。

豊橋市役所での調印式の様子
左：佐原市長　右：平野製作所長

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	定時株主総会　3月31日 期末配当金　3月31日 中間配当金　9月30日 （その他必要あるときは予め公告します。）
上場取引所	東京
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（電話照会先）	TEL　0120（782）031（フリーダイヤル）

単元未満株式の買増・買取、住所変更等のお申し出先について

株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座にて管理されている株主様は、
特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

響いてこそ技術
SINFONIA

シンフォニア テクノロジー 株式会社
（旧　神鋼電機株式会社）
〒105-8564　東京都港区芝大門1-1-30 芝NBFタワー
TEL　03（5473）1800
http://www.sinfo-t.jp

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK